

川崎市私立中学校及び高等学校教材教具等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、川崎市が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上を図り、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「私立学校」とは、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人によって設置された学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、補助対象年度5月1日現在川崎市内に設置されている中学校及び高等学校をいう。

(補助金の交付を受けることができる者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、私立学校を設置する学校法人とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、私立学校における学校教育の目的を達成するために必要な教材及び教具の購入並びに私立学校の管理運営に必要な備品の購入又は整備に要する経費とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、その設置している私立学校ごとに補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、所定の期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業実施計画書（第2号様式）
- (2) 補助対象事業の収支予算書（第3号様式）
- (3) 補助対象年度の5月1日現在学級数・生徒数・教職員数・授業料調書（第4号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額)

第6条 学校ごとの補助金額は、市長が予算の範囲内で、別に定める配分基準により交付する。ただし、前条の規定による補助金の交付申請額がこの

基準により算定した額に満たないときは、その申請額を補助金額とする。

(補助金の交付等の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による補助金の交付の申請があったときは、補助金交付申請書その他の書類を審査し、速やかに、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書(第5号様式)により、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに、交付決定した補助金を交付するものとする。

(補助金の交付条件等)

第9条 補助金の交付を受けた者は、交付決定を受けたその年度内に補助対象事業を完了しなければならない。

2 補助金は、交付決定を受けた補助対象経費以外の経費に使用してはならない。

3 補助対象事業を変更し、又は中止しようとする場合は、速やかに、補助対象事業変更・中止報告書(第7号様式)に補助対象事業変更・中止計画書(第8号様式)を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該補助対象事業完了後、その設置している私立学校ごとに補助対象事業実績報告書(第9号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、所定の期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業実施報告書(第10号様式)
- (2) 補助対象事業の収支決算書(第11号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(証拠書類の整備)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る書類を整備し、当該補助対象事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(調査に対する協力義務)

第12条 補助金の交付申請をした者は、申請書及び添付書類に記載した事実並びに補助金の使途等に関し、市長が必要な調査をするときは、これに協力しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽り又は不正な方法により補助を受けたとき。
- (3) 補助対象事業の全部又は一部が実施されなかったとき。
- (4) 法令の規定等に違反していると認めるとき。
- (5) 学校の管理運営に適正を欠き、補助の目的を有効に達成することが困難と認めるとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年1月29日から施行し、平成4年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。